



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第59号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

家畜人工授精士養成講習会規程の一部改正

（農畜産振興課） 2

動物用医薬品登録販売者試験規程の一部改正

（ ” ” ） 2

告 示

島根県告示第244号

家畜人工授精師養成講習会規程（昭和62年島根県告示第500号）の一部を次のように改正する。

平成22年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第9条第3項中「農畜産振興課長」を「食料安全推進課長」に改める。

附 則

この告示は、平成22年 4月 1日から施行する。

島根県告示第245号

動物用医薬品登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第754号）の一部を次のように改正する。

平成22年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2項中「農畜産振興課長」を「食料安全推進課長」に、同条第3項中「農畜産振興課員」を「食料安全推進課員」に改める。

附 則

この告示は、平成22年 4月 1日から施行する。
